

第二期 武蔵野市市民活動促進基本計画

令和4年度～令和 11 年度

中間まとめ(素案)

令和3年●月

武蔵野市

目次

第1章 計画の位置づけ等	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の位置づけと計画期間.....	4
3 計画の策定体制	4
第2章 基本的な考え方と目標	5
1 市民活動についての考え方.....	5
2 市民活動促進についての考え方.....	7
3 協働についての考え方	9
4 計画の目標(目指すべき姿).....	10
第3章 本計画策定に当たっての成果と課題	10
1 第一期計画の成果・課題と現状.....	11
2 市民活動団体実態調査結果.....	15
第4章 施策の内容	18
基本施策1 市民活動のきっかけづくり.....	18
基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実	20
基本施策3 市民活動の基盤の充実	22
基本施策4 多様な主体による連携と協働の推進.....	24
第5章 計画の実行に向けて	26
1 計画の進捗管理.....	26
2 計画の推進体制	26

第1章 計画の位置づけ等

1 計画策定の背景

武蔵野市では、平成24年に「武蔵野市市民活動促進基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。この計画は「武蔵野市NPO活動促進基本計画」（平成19～23年度）を引き継ぐもので、市民活動を促進するための基本的な考え方を示し、目標として「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を掲げ、計画に基づく様々な施策が実施されてきました。計画期間（平成24～33年度）が半ばを迎えた平成27年には、この第一期計画を改定し、「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」（以下「第一期改定計画」という。）を策定しました。

このような中、令和2年4月より「武蔵野市自治基本条例」が施行されました。この条例では、市民自治の推進を図るための4つの基本原則（計画に基づく市政運営、情報共有の原則、市民参加の原則、協働の原則）を定め、市民・議会・行政それぞれの役割分担や市民主体のまちづくりの一層の推進を図ること明文化しています。

また、武蔵野市ではこれまで、市の最も重要な計画である「基本構想・長期計画」の最初の時期（昭和46年）から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定を取り入れ、「市民自治」を原則とした市政運営に取り組んできました。令和2年4月から始まった「第六期長期計画」においても、自治基本条例の4つの原則を基本的な考え方とし、重点施策の一つに「時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展」を掲げ、市民参加の充実の必要性を述べています。

一方で、第一期計画及び第一期改定計画の策定以降の社会の状況をみると、少子高齢社会の到来、環境問題の深刻化、情報技術の急速な発達などによって、人々のライフスタイルや価値観には目まぐるしい変化が生じています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人と人との対面による交流が基本であったこれまでの市民活動に大きな影響を与えており、今後の市民活動促進のあり方について、あらためて検討し直すことが求められています。

このたび、第一期改定計画の計画期間が終了することから、これらの各種の社会情勢の変化など、市民活動を取り巻く状況の変化をふまえ、本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方の方向性を示すために「第二期武蔵野市市民活動促進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、武蔵野市第六期長期計画を上位計画とする分野別の計画で、令和4年度以降の市民活動促進のための方向性及び主たる取組みを示すものです。

計画期間については、長期計画との整合を図るため、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

なお、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間中に必要に応じて計画の評価・見直しを行う予定です。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
長期計画・調整計画	第六期（10ヵ年）									
	実行計画（5ヵ年）					展望計画（5ヵ年）				
					調整計画（5ヵ年）					
									第七期	
市民活動促進基本計画	～第一期 （10ヵ年）									
		策定	第二期（8ヵ年）							
						評価				

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、より広い視野から市民活動の方向性を議論するため、学識経験者、市民活動関係者、公募市民、行政関係者からなる策定委員会を設置しました（構成については資料編を参照）。この策定委員会において、令和3年度中に計画素案を策定し、市長へ答申する予定です。

策定の過程においては、令和2年度までに開催された市民活動推進委員会における討議経過や、令和2年度の市政アンケート及び市民意識調査、令和3年6月に実施した市民活動団体に対する「武蔵野市市民活動団体実態調査」等を参考にしており、このたびの「中間のまとめ」の公表によって広く市民意見を求め、計画素案の検討に生かしていきます。

第2章 基本的な考え方と目標

1 市民活動についての考え方

(1)市民活動の主な特長

①市民活動の多様性

市民活動の大きな特長の一つは、その多様性です。武蔵野市では、一定の地域で行われる地域型の活動から特定のテーマに基づくテーマ型の活動まで、福祉、子育て、防災、コミュニティづくりなど多種多様な分野で市民活動が活発に展開されています。

市民活動団体の団体としての特性も、メンバーの属性、団体や活動の規模、法人格の有無、活動場所等も異なります。活動形態についても、個々の団体による活動、団体どうしのつながりに基づく活動、民間企業や行政と連携した活動、特定の所属をもたない個人の市民活動など、様々です。特に近年では、SNS などの手軽な情報発信・ネットワーク形成手段の広まりや従来のライフスタイルの見直しなどと相まって、特定の団体に属さない個人単位での市民活動や、対面を必要としない ICT を用いた活動への注目が高まっています。

このような市民一人ひとりの創意工夫に基づく多彩な活動が市民活動の特長であり、先駆性や個別性、柔軟性などの強みにつながっています。

<分野ごとの主な市民活動団体の例>

分野	団体
健康・福祉	地域社協（福祉の会）、日赤奉仕団、テンミリオンハウス運営団体、いきいきサロン運営団体、民生・児童委員、老人クラブ
子育て	子育て支援団体、青少年問題協議会地区委員会、青少年関係団体
防災・防犯	自主防災組織、自主防犯組織、消防団
コミュニティ	コミュニティ協議会、町会・自治会
生涯学習	社会教育関係団体、体育協会加盟団体
環境	緑ボランティア団体、クリーンむさしのを推進する会、武蔵野クリーンセンター運営協議会
その他	NPO 法人、プロジェクトごとの各種実行委員会

②市民活動の自発性・自主性

市民活動の特長の二つ目は、自発性・自主性です。自らの意思に基づき、他者からの強制や指示で行われるものでないという点が、市民活動の活力の源泉であり、参加者のやりがいや充実感を生み出し、活動の継続・発展を可能にしています。市民活動の促進にあたっては、この自発性・自主性を損ねないように留意しながら、活動の自律性・自立性を高めていく取組みが重要となります。

③市民活動の公益性

市民活動の特長の第三は、社会的な課題の解決に資するという公益性（公共性・社会貢献性）です。

一方で、実際に活動する市民一人ひとりにとっての動機や目的は、社会課題の解決だけでなく、個人的な関心（私益）であったり、参加者間の交流・親睦（共益）であったりするなど、複合的な面を持ちます。また、趣味等の私益的活動や、特定のコミュニティ内での共益的活動が、別の面から見れば公益性を有していたり、または後に公益に結びつく可能性を持っていたりするなど、私益-共益-公益¹は多面的で連続的な関係にあるといえます。

そのため、市民活動を公益性の面からのみで固定的・一面的に捉えることなく、将来の公益性ある活動への発展を期待しながら、さまざまな活動が多様に展開されるような環境づくりが大切になります。

(2)本計画で対象とする市民活動

市民活動は、その多様性や自発性・自主性がより良い形で発揮され、尊重されることが大切です。そのため、本計画で対象とする市民活動は、その分野や形態等の特性を限定せず、したがって、主体が団体であるか個人であるか、地域型の活動かテーマ型の活動か、行政との協働関係があるか市民独自の活動か等に関わらず、広く計画の対象とします。

また、活動の目的・効果に関する「私益・共益・公益」の観点からは、基本的に公益性を有する活動を計画の対象とします。ただし、私益・共益・公益の三者は、必ずしも明確には区分できず、連続的に重なり合っていたり、見方によって各々の濃淡が異なったりすることがあり、また公益性の概念は時代や社会情勢によって変化するという点に留意が必要です。そのため、私益・共益の要素を含む活動であっても、公益との結び付きが意識されているものは、広く市民活動と捉えて促進していきます。

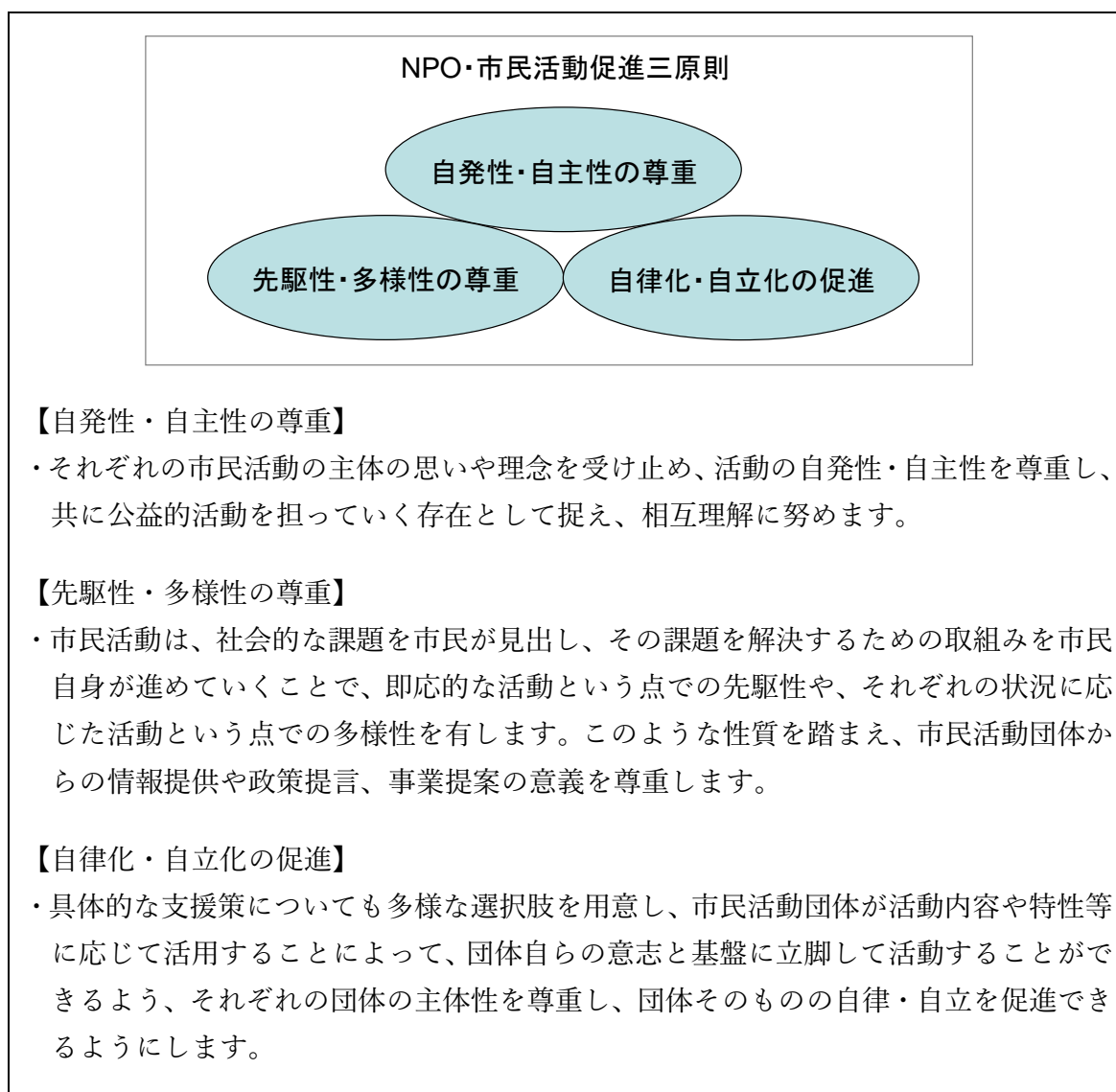
¹ 私益…個人の利益。自らのために提供される利益。共益…活動する団体内の共通の利益。相互に支えあいや見返りが存在する互酬的行為の中から得られる利益。公益…社会一般の利益。公共の利益。

2 市民活動促進についての考え方

(1)市民活動促進に関する基本姿勢

武蔵野市では従来から、市民自治を推進するためのコミュニティづくりの基本として「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神²を掲げてきました。武蔵野市NPO活動促進基本計画（平成19～23年度）においては、この考え方を市民活動全体に活かした「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」を定め（下記の図表1のとおり）、これが第一期計画に継承されてきました。本計画においても、この原則の趣旨を継承し、市民活動促進に関する基本姿勢として位置づけます。

図表 1 武蔵野市市民活動促進三原則



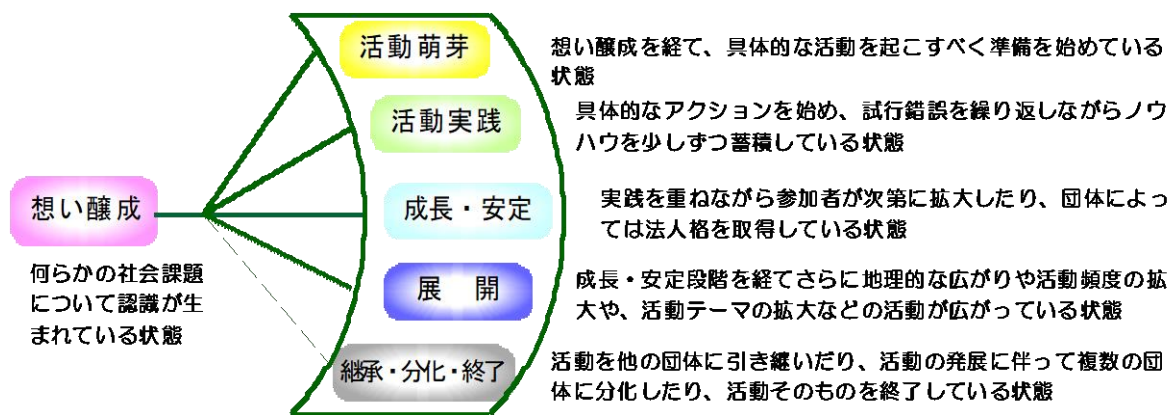
² 「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神…市民の「自主参加・自主企画・自主運営」という武蔵野市のコミュニティづくりの基本理念。

(2)市民活動の成長ステージに応じた施策の展開

市民活動の大きな特徴はその多様性にありますが、同じ活動主体の市民活動であっても、時を経るにつれて、その特性やニーズに変化が生じると考えられます。このような活動の成長・発展等の変化の過程を「市民活動のステージ」として整理したものが図表2です。

市では、この市民活動のステージを念頭に置き、活動主体の個別性に応じて、どのような特性やニーズを有するのかを意識しながら、施策・事業を展開していく必要があります。

図表 2 市民活動のステージ



(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援

市民活動の発展には、多様な主体が、対等な形で協力し合える関係を築きながら、各々が持ち味を活かして、自律的・自立的に活動できることが重要となります。そのためには、実際の活動の経験を通じた気づきや成長が必要であるほか、変化の激しい時代においては、新たな課題に対応できるだけの力量を獲得していけるよう、必要な知識・ノウハウを得るための助言や研修・講座など、学びの機会が一層重要となってきます。

本計画では、多様性や自発性・自主性、公益性等の市民活動の特徴を踏まえつつ、新しい時代に対応していく観点や、自律的・自立的な活動を促進していく観点を重視し、生涯学習等の施策とも連携しながら、学びの支援を通じた市民活動の促進を図ります。

3 協働についての考え方

(1)協働の定義

「協働」については、武蔵野市自治基本条例において次のように規定しています。

武蔵野市自治基本条例

第 16 条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力の下、それぞれの特性が最大限に発揮され、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする

この「協働」とは、「市の主体的な取組みに市民の協力を得るもの」に限らず、「市民の主体的な取組みに市が協力するもの」や「市民どうしの協力」など様々な形態があります。それぞれの活動が推進されるべきであり、その前提として、それぞれの主体の自主性や主体性を尊重し、それぞれが対等な立場で協働に取り組むことを規定しています。

なお、市と市民との協働には、主に以下のような形態が例として考えられます。

<協働の形態の例>

実施主体に関する協働	共催、後援、実行委員会、事業協力
政策提案に関する協働	企画立案への参画、情報提供・情報交換、評価
市民活動支援としての協働	公共施設の利用、情報発信機会の提供
助成・委託としての協働	補助・助成、委託

また、本計画では、協働よりもゆるやかなつながりも含む、互いにコミュニケーションをとり、協力し合う形態を示す概念として「連携」という表現を使用しています。

(2)協働に関する基本姿勢

協働の取組みを進めるにあたっては、協働の主体相互において、「相互理解」、「目的の共有」、「役割分担の明確化」、「対等なパートナーシップの確立」、「客観性・透明性の確保」が重要となります。

本計画では、市民活動の促進に向けて、協働を重要な手段の一つとして位置づけ、行政と市民との間だけでなく、市民どうしや、企業・大学等も含めた多様な担い手の間での協働を重視し、実現していきます。なお、効果的な協働の実現にはコーディネート機能の充実が重要となるため、地域コミュニティや関係機関とも連携しながら、市全体としてのコーディネート力の向上に取り組んでいきます。

4 計画の目標(目指すべき姿)

市民一人ひとりが、つながり、共に考え、思いを分かち合い、その力を発揮して、住みよい安心なまちづくりに生き生きと取り組むことができる社会

社会情勢が急速に変化し、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、社会的な課題やニーズも、より多様かつ複雑なものとなっており、これらの課題やニーズに適切に対応していくためには、単一の主体による取組みだけでは限界があります。公平性や均一性、全体性が求められる行政セクターと、個別性や柔軟性に優れた民間セクター（非営利セクターとして市民活動団体、営利セクターとして企業等）とでは、各々で長所・短所が異なり、同じセクターの主体どうしても特徴はさまざまです。そのため、さまざまな主体が各々の強みを生かしながら活動し、相互に補完し合うことで、相乗効果が生まれ、社会課題への質の高い対応につながることを期待されます。これには、目的を共有し、共に学び考え、対等な関係性で課題解決にあたる協働の取組みを充実させていくことが重要です。

一方、市民活動は市民の自発性・自主性と共感によって支えられるものであり、市民の主体意識と相互のつながりを育み築いていく役割を果たしています。多様な市民活動が豊かになることで、知識、経験、意欲など市民一人ひとりが持つさまざまな力が発揮され、誰もが社会の中で生き生きと活躍できる機会が広がり、生きがいや暮らしの充実感が高まっていくことが期待できます。それは、地域にいっそうの魅力と活力を生みだし、市民の自治意識を高めていくことにつながり、市の市政運営の基本原則として自治基本条例に定められている「市民自治」の原則³が目指すものとも合致しています。

こうした観点を踏まえ、本計画が目指すべき姿として、「市民一人ひとりが、つながり、共に考え、思いを分かち合い、その力を発揮して、住みよい安心なまちづくりに生き生きと取り組むことができる社会」と定め、その実現のために求められる市民活動促進に向けた施策を推進していきます。

³ 「市民自治」の原則…地方自治の主権者は市民であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動に責任を負うこと。

第3章 本計画策定に当たっての成果と課題

1 第一期計画の成果・課題と現状

本市では毎年度、第一期改定計画の施策ごとに、市による評価及び市民活動推進委員会による評価を行い、今後に向けた課題を抽出してきました。ここでは、基本施策ごとの市の評価（令和元年度の取組み）及び委員会の評価について記載しています。

基本施策1:市民活動の裾野の拡大

施策の概要

(1)市民活動のきっかけづくり【重点施策】

ボランティア意識向上に向けた場の提供や、活動のきっかけの場の提供、地域の魅力発信による参加につなげる地域の魅力発信を行います。

(2)多様な活動につながる情報の提供

市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、地域の社会的な課題に関する情報など、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。

市の評価

各種啓発事業を継続して実施しており、一定の参加者を保っている。また、環境啓発施設のR2年度の開設に向けて準備を進めてきた。情報発信におけるSNSの活用等、各取組みのさらなる充実を図っていく。

委員会の評価

各種の啓発事業や多様な手段による情報発信が行われていると評価できる。今後はSNSの活用や公共施設へのWi-Fi設置等の環境整備を進めていくことが重要である。特にコミセンが情報発信の拠点として機能するとよい。また情報発信の主体間での広報の連携には工夫の余地がある。

特徴的な取組み

- ・むさしの環境フェスタ
- ・子育てひろばボランティア養成講座 など

基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

施策の概要

(1)情報提供の充実

他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度など財政支援につながるような情報など、市民活動の多様性とステージにあわせ、自律・自立につながる情報を提供していきます。

(2)相談体制の拡充

市民活動団体の団体運営や事業内容等に関する相談に対応する体制の充実を図ります。

(3)財政的な支援

補助金制度の見直しを行うとともに、資金調達のための情報提供の充実を図ります。

(4)市民活動に関する学びの機会の提供【重点施策】

講座等の開催により、市民活動の多様性とステージにあわせ、必要な意欲・能力の向上の場を提供します。あわせて、地域課題を体系的に学ぶ場の構築を進めます。

(5)交流の促進

武蔵野プレイスを活用する等により、市民活動団体の交流機会の場の提供や、異なるセクターとの連携を推進します。

(6)コーディネート機能の強化【重点施策】

複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、地域としてコーディネートしていく体制作りを進めます。

市の評価

情報提供、財政支援、交流促進等、市民活動促進の目的を様々な角度から実現していくための事業が行われている。引き続き市民活動団体のニーズを把握しながら施策・事業の充実を図っていく。

委員会の評価

多様な事業が数多く実施されていることは評価できる。ただし、学びの機会の提供や専門的な相談への対応など、行政による対応には限界もあるため、市民活動団体と連携した取組みについても検討が必要である(たとえば、市民活動団体が提供できる学びの場を活用する、特定の分野について詳しい団体が交代で、窓口で相談に応じる等)。「学び合う」場も大事である。ニーズをよりの確に把握し、講座内容や相談体制の充実に活かしていく工夫が必要である。団体や活動を俯瞰した情報整理ができるとよい。固定化したメンバーの交代など、団体の組織の活性化に資する支援も求められている。

特徴的な取組み

- ・男女共同参画週間事業
- ・むさしの環境フェスタ など

基本施策4:課題解決のための「連携と協働」の推進

施策の概要

(1)連携と協働に向けたネットワークの構築

協働に関する情報提供を行うとともに、企業・大学との協働に関する相談・情報提供や異なるセクターとの交流の推進を図ります。

(2)連携と協働に向けた体制の整備

「連携・協働」の考えを共有し、職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図るとともに、地域の情報や課題を、市民と行政が相互に学ぶことのできる場の構築を進めます。

市の評価

市民活動団体と行政との協働や、市民団体間の協働を促進する取組みが着実に進められている。今後は自治基本条例に則して職員の協働の意識をより定着させていくため、具体策の検討を進める必要がある。

委員会の評価

各種イベントに限らず、政策形成過程における行政・市民の協働も進められている。協働促進のために職員研修や職員・市民がともに学ぶ場の設定が必要である。

特徴的な取組み

- ・消費生活展
- ・避難所運営組織による避難所開設・運営訓練に対する支援事業
- ・子育てひろばネットワーク会議
- ・大学との包括連携協定 など

2 市民活動団体実態調査結果

ここでは、本計画の策定に先立って実施した「市民活動団体実態調査」の結果の概要と、そこから把握される課題等について記載しています。

調査の目的

本計画の策定にあたって、市内を中心に活動する市民団体の概要、活動状況、活動を展開するにあたってのニーズ等を把握し、市民活動を促進するための課題や方策を把握及び検討することを目的として、「武蔵野市市民活動団体実態調査」を実施しました。

調査期間

令和3年6月4日～6月23日（調査票締切日は6月16日）

調査対象団体内訳

①	武蔵野プレイス登録団体(216件)、武蔵野市ボランティアセンター登録団体(71件)、NPO法人(96件)	322※
②	コミュニティ協議会	16
③	地域福祉活動推進協議会	13
④	武蔵野市老人クラブ連合会	1
合計		339

※②～④の重複分を除いた数値です。

配付・回収方法及び件数

区分	回収数	配付数
郵送(上記①②③のうち住所を把握している団体)	81	197
メール(上記①②③のうちメールのみ把握している団体)	6	141
直接配付(上記④直接配付)		1
Google フォーム(郵送・メールにて他の回答手段としてご案内)	22	—
合計	109	339

※回収率 32.2%

調査結果の概要

《団体の概要について》

団体活動を担う年齢層は 60～70 歳代中心と高齢になっており、活動の担い手確保が重要となっていることがうかがえます。

また、団体会員数「20 人未満」の割合が減少しているほか、活動期間が 5 年未満の団体が 10 年前と比較して減少傾向にあるなど、新しく活動を立ち上げる団体が少なくなっている可能性などが示唆されます。

《団体の活動状況や課題について》

市民活動団体においては活動の担い手や場の確保が、NPO 法人においては資金の確保が、立ち上げ期から継続期にわたって課題となっているなか、新型コロナウイルス感染症の影響で予算が減少傾向にあることがうかがえます。

また、市民活動団体、コミュニティ協議会においては、新型コロナウイルス感染症の影響で行事や会合などの活動を継続して行うことが困難な状況となっていることがうかがえます。

《情報・ICT※等の活用について》

※「ICT」とは情報通信技術のことで、本調査においては、インターネット、電子メール等の機能に加え、SNS 等のオンラインを活用したコミュニケーションツール(Twitter、Instagram、Facebook、LINE、Skype、Zoom、Slack、note 等)の総称として用いています。

市や団体の紙媒体、団体のホームページによる情報発信は幅広い団体で行われている一方、SNS 等については、60～70 歳代を中心とする団体にはほとんど活用されていないことがうかがえます。

ICT 等を利用していない割合が高かった市民活動団体及びボラセン登録団体ではパソコンやスマートフォンを活用できるメンバーが少ないことが利活用にあたっての課題としてあげられています。また、個人情報保護やセキュリティ対策など、ICT を適切に取り扱う知識・能力が求められていることがうかがえます。

《他団体との協働・連携状況について》

武蔵野市との協働・連携については補助金・助成金の受給が高くなっているほか、情報共有や委員会・協議会、研究会等への参加によるものが増加しています。また、実際に協働・連携している団体からは予算の負担軽減のほか、効果的な広報・啓発がメリットとして挙げられていますが、事務的な負担、コミュニケーション不足も課題として挙げられています。

他団体との連携については、コミュニティ協議会及びボラセン登録団体において特に希望が高くなっており、連携調整が求められていることがうかがえます。

《武蔵野プレイスについて》

武蔵野プレイスについて使用したことのある項目は、ワークラウンジや印刷機器の割合が高い一方、情報投稿、ロッカーやメールボックスの割合は低くなっています。利用の高い項目の満足度は高くなっているほか、利用経験率の低いメールボックスの利用についても満足度は比較的高くなっています。一方、情報投稿については、利用経験率と同様に満足度が低くなっています。

《市の施策や今後の取り組みについて》

団体の課題や状況に応じた支援が求められますが、団体が市に求めたいアドバイス・講座や支援、施策の重要度からも、資金や活動場所の確保、活動の紹介や広報、人材確保・育成が特に求められていることがうかがえます。

市の施策について特に満足度が低く重要度が高い項目として、「連携と協働」の推進が挙げられています。前述のとおり武蔵野市や他団体との連携を希望する割合が高くなっていることから、「今後協働・連携を考えてみたい」とする団体の後押しのほか、事務的な負担、コミュニケーション不足等の課題解決に向けた取り組みや、他団体との連携に向けたコーディネートに継続的に取り組むことが重要であることがうかがえます。

図表、グラフを挿入予定

第4章 施策の内容

※下線部は現行計画にない取組み

基本施策1 市民活動のきっかけづくり

すべての市民が市民活動に最初の一步を踏み出すきっかけをつくるため、市民活動に対する理解や関心の向上を図ります。また、その関心を具体的な参加へとつなげることができるような多様な機会と情報を提供していきます。加えて、対象者の技能や特性に応じて市民活動への参加を促進し、市民活動の裾野の拡大を図ります。

1-1 市民活動に触れる機会の充実

すべての市民に対して関心を促し、新たな参加者層を広げていくため、イベント等を通じたきっかけづくりを行います。また、市民活動に関心があっても実際の参加に結びついていない市民に対して、参加のハードルを下げられるよう、対象者を明確にした呼びかけの工夫や関係機関との連携を行い、さまざまな参加体験の機会を提供します。

①市民活動への関心を促す講座・イベント等の実施

- ・市民活動への市民の関心を促し、活動に参加するきっかけとなるよう、市民活動の分野や内容について紹介する講座を企画・実施します。
- ・市民活動団体の活動内容をより多くの人に知ってもらうため、団体の活動紹介等を行う効果的なPRイベントを実施します。
- ・活動に参加する心理的ハードルを下げるため、市民社協や市民活動団体と連携しながら、さまざまな参加体験の機会を設け、活動への参加しやすさの向上を図ります。
- ・講座・イベント等の参加者が、実際の活動への参加につながるよう、マッチングの支援を行います。

②教育機関等と連携したボランティア意識の醸成

- ・市民活動に対する関心を高め、ボランティア意識を育むことを目的として、教育機関等と連携し、小中学生・高校生等を対象としたボランティア体験の場や、大学生等を対象としたインターンシップ等の機会の確保を推進します。

③対象者の技能・特性に応じた市民活動への参加促進

- ・広報等の情報発信や、ICTの活用など、求められる技能や経験を明確にして参加を呼びかけることで、条件に合う市民の参加を促し、市民活動団体等と新たな担い手とを結びつける切り口の創出を図ります。
- ・外国籍市民や障がい者等の多様な背景を持つ市民にとって、各々の個性や関心が活かされた地域参加が進展するよう、関係機関と連携した取組みを進めます。
- ・参加の妨げとなる負担を低減できるよう、ライフスタイルやスキルに応じた柔軟な参加

要件の設定、ICT の活用、担い手不足等の悩みの解消などについて、活動団体に対して必要な助言・相談対応等を行います。

1-2 多様な媒体による情報提供

市民活動のきっかけづくりに向けて、ソーシャルメディアの活用やイベントの実施等を含め、各種の情報発信を図ります。また、身近な公共施設などを、市民活動への関心の有無等に関わらず市民が広く来訪することのできるオープンな場と捉え、そうした空間での適切な情報提供等を通し、市民活動のきっかけづくりにつなげます。

①市民活動に関する情報発信体制の拡充

- ・市や武蔵野プレイスの広報紙・ホームページ・SNS等を活用し、市民社協の広報紙「ふれあい」等とも連携しながら、市民活動に関する情報発信の拡充を図ります。
- ・武蔵野プレイスや図書館、コミュニティセンターなどの市民に身近な公共施設は、市民活動に関する情報発信の拠点として充実を図ります。
- ・市民・市民団体が自由に情報を発信でき、活発な情報交換が実現できるような仕組みの導入を検討・実施します。

②ソーシャルメディアの活用

- ・フェイスブックなどのSNSを効果的に活用し、各種事業や市民活動団体の情報発信を行います。

③地域の魅力・人材・課題等の多様な情報の発信

- ・活動への参加の動機づけとするため、地域の魅力や地域で活動している人の魅力、地域で起きている課題等に関する情報を発信します。
- ・市民活動が、実際の担い手による尽力だけでなく、幅広い地域住民や事業者等の共感を得て支えられるよう周知・広報を進めます。

基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実

市民活動をより活性化し、自律性を高め、成長・発展を促し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、市民活動の多様性とステージにあわせた支援が必要となります。広報、場所、資金等の支援に加え、活動の発展に資する能力向上のための学びの機会の提供、課題に随時対応できるような相談体制の充実等を推進します。

2-1 広報・情報発信の支援

市民活動を進めていく中で必要となる広報・情報発信について、スキル習得の支援や公益的な情報発信媒体の整備等の取組みを行います。

①情報発信力の強化に向けた支援

- ・市民活動団体が情報を的確かつ効果的に発信するためのスキルや方法を習得できるよう、講座開催や助言・相談対応等を行います。

②ICTの活用支援

- ・SNS等での情報発信・取得や、オンラインでの会議や事業の実施等、ICTの活用について、能力向上に資する講座の開催、相談対応の体制整備、実際の活用機会の創出等を検討・実施します。
- ・ICTの活用支援においては、活用に長けた市民等への協力を依頼するなど、これまでの市民活動の担い手と新たな担い手との関係の創出を図ります。

③多様な市民活動情報にアクセスしやすいシステム整備 [3-1①、4-1③に再掲]

- ・武蔵野プレイスのホームページにおける情報ステーションを改善し、市民活動情報にアクセスしやすく、市民活動団体自らの情報発信も行いやすい環境を検討・整備します。

2-2 活動の拠点・場所の支援

市民活動を行う上で重要となる活動の場の確保に資するよう、利用可能な施設について幅広く情報を提供するとともに、必要な設備等の拡充を図ります。

①市民活動で利用可能な施設等についての情報提供

- ・市民活動で利用可能な施設や場所について、利用方法等のわかりやすい情報提供を行います。

②活動拠点としての公共施設における設備の拡充 [3-1②に再掲]

- ・市民活動団体にとっての活動拠点となる武蔵野プレイスやコミュニティセンター等の公共施設については、より効果的に活用されるよう、必要な設備や機材の拡充を図ります。

2-3 財政的な支援

市民活動団体の資金面の課題の解決に向けて、補助金制度のあり方の検討・改善を図ります。また、民間の助成金や融資制度を含め、資金確保に関する情報提供の充実を図ります。

①各種補助金制度の見直しと改善

- ・より効果的な財政支援を行う観点から、市民活動団体に対する市の各種補助金に関し、より良い制度のあり方について検討・改善を行います。
- ・自立的な資金調達に資する取組みを促進するための財政支援や情報提供等の支援を行います。

②民間の助成金や融資制度等に関する情報提供

- ・市民活動団体の成長や発展の機会を充実させるため、民間の助成金や融資制度、資金調達のノウハウ等について、情報提供を行います。

2-4 学びの機会の提供

市民活動の展開や、組織としての運営に係る能力の向上に向けて、各種の学びの機会の提供等を行います。

①活動のノウハウ等に関する学びの機会の提供

- ・会計・税務等の団体マネジメントや事業企画、広報等に関する知識・スキルを習得する講座等の学びの機会を提供します。
- ・市民活動団体等に蓄積した知見・経験等が継承され、活動や団体運営を持続的に行っていけるよう団体内外で知見等を共有する場づくりを検討・実施します。

2-5 相談・コーディネート機能の充実

市民活動を進めるうえで発生する様々な課題解決を支援するため、運営や事業内容等に関する相談やコーディネートに対応する機能・体制の充実を図ります。

①相談・コーディネートに関する機能・体制の充実 [3-1③に再掲]

- ・市民活動の開始や運営、事業の実施に際しての武蔵野プレイスにおける相談・コーディネート体制の充実を図ります。
- ・相談対応等のコーディネート機能について、必要に応じて経験の豊富な市民活動団体が担うなど、市民活動の担い手が主体となる相互支援の仕組みを検討します。
- ・さまざまな技能をもつ外部人材についての情報提供・マッチングなどの支援を検討します。
- ・コミュニティセンター等の市民活動の拠点施設におけるコーディネート機能の向上に向けた取組みを進めます。

※下線部は現行計画にない取組み

基本施策3 市民活動の基盤の充実

市民が多様で自由な市民活動を行っていく上で必要な基盤の整備を推進します。特に、市民活動の拠点として武蔵野プレイス等の公共施設における機能充実に図るとともに、急速に重要性が高まっている ICT の利用環境を整備します。

3-1 武蔵野プレイス及びコミュニティセンター等の活動拠点施設の機能充実

武蔵野プレイス及びコミュニティセンター等、市民活動の拠点として活用されている施設の機能の充実に図り、相互の連携を強化します。また、市民活動に対する明確な関心がない市民と市民活動との出会いや、市民活動団体同士の出会いが生まれる場として機能するよう、市民活動に関する情報の収集・発信を行います。

①多様な市民活動情報にアクセスしやすいシステム整備
・ 2-1 ③、4-1 ③の再掲
②活動拠点としての公共施設における設備の拡充
・ 2-2 ②の再掲
③相談・コーディネートに関する機能・体制の充実
・ 2-5 の再掲
④施設相互の機能連携の強化
・ <u>武蔵野プレイスとコミュニティセンター等の施設とが相互に連携した事業展開と情報発信の強化を検討します。</u>

3-2 ICT 活用の活動環境の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、新しい生活様式の一つとして、インターネットによるオンラインでの交流や活動が急速に広まり、市民活動における ICT 活用の重要性が高まっています。こうした状況を踏まえ、市民活動に携わる方が手軽にオンライン環境を利用できるよう公共施設の環境整備を進めます。また、ICT の利用環境や技能について格差が生まれぬよう、必要な機器の貸し出しや、サポートをする人材の養成・配置等も含めて、市民活動における ICT 活用の支援体制を整備します。

①公共空間における通信環境の整備
・ <u>オンラインでの活動など ICT の利活用に必要なインフラとして、すべての公共施設における通信環境（Wi-Fi）の整備を進めます。</u>
②オンライン環境を効果的に活用できる体制の整備
・ <u>市民活動に携わる方や ICT の初心者を含めたすべての市民が、オンラインの活動などで ICT を効果的に活用できるよう、研修・講座の開催や、相談対応のサポートなどの体制を整備します。</u>
③オンラインを活用した取組みの拡充
・ <u>オンライン会議システムなど ICT を活用した市民活動の普及に向け、武蔵野プレイスやコミュニティセンター等の公共施設において、ICT 活用による企画の実施・利用機会の確保を図ります。</u>
・ <u>ICT の活用を通じて、特定の場所に集まらずに参加者間をつなぐ企画の実施など、場所を超えたつながりの創出を推進します。</u>

※「ICT の活用支援」については、2-1 ②に記載

基本施策4 多様な主体による連携と協働の推進

市民活動に関する様々な課題を解決していく上で重要となる、多様な主体間の「連携と協働」を推進します。その前提として必要な交流の機会を確保するとともに、各機関等におけるコーディネート機能の強化を図り、必要な情報の提供・体制整備等と併せて行っていくことで、多様な主体による連携・協働の推進を図ります。

4-1 連携・協働に向けたネットワークづくり

市民活動に関連する主体に対して連携と協働に関する理解を促進し、連携と協働に向けたネットワークの構築を推進していけるよう、連携と協働に係る情報提供や交流機会の支援等を行います。

①連携・協働に関する情報提供

- ・連携・協働への理解を促し、更なる推進を図るため、そのメリットや実績、実際の経験を持つ団体の意見等、連携・協働に関する情報を提供します。

②連携・協働に向けた交流の促進

- ・市民、市民活動団体、大学等の多様な主体の相互交流・相互理解の場となり、つながりあえる機会を創出します。
- ・市民活動の相互交流や活動促進の拠点である武蔵野プレイスを中心に、市民や市民活動団体についての情報発信の強化等を通して、相互の情報共有や理解促進を支援します。
- ・経験や知見の豊富な市民や団体が他団体等からの相談に応じる場の創出や、相互の学び合いの推進等により、市民活動の担い手自身が交流の主体となる仕組みの構築を図ります。

③多様な市民活動情報にアクセスしやすいシステム整備

- ・2-1③、3-1①の再掲

4-2 連携・協働に向けた体制の強化

市民活動の主体が直面している課題は、各主体において解決することが目指されるだけでなく、他の団体や機関などの社会資源と結びつけることでの解決が期待されることを踏まえ、意識や具体的な手法の共有、各機関等における市民活動をコーディネートする機能の強化を図ります。

①連携・協働の意識の共有

- ・ 連携・協働の考え方を様々な団体等が共有し、実際に取り組んでいけるよう、各種の情報や機会の提供を図ります。また、行政と市民がともに市民活動について学ぶ場の設定について検討します。
- ・ 連携と協働について、市職員における意識の浸透とコーディネート等に関する必要な手法・知識の習得のため、職員研修を効果的に活用します。
- ・ 市と市民活動団体とのコミュニケーションを充実させるため、コミュニティ協議会との協働や、課題に応じた意見交換会の開催など、対話と相互理解の機会の充実を図ります。

②コーディネート機能の充実

- ・ 市と武蔵野プレイス、市民社協等が連携し、市民活動のコーディネートに必要な情報の共有を図ります。
- ・ 地域におけるコーディネートを担える人材の発掘・育成と活躍の場の提供、連携実績の豊富な団体等が市民活動のコーディネートを担う場の設定など、地域の人的資源を活かしていくことのできる効果的な方策を検討します。
- ・ 市民活動支援の全市的な拠点である武蔵野プレイスをはじめとして、市民社協、国際交流協会、コミュニティ協議会など、市民活動支援の役割を果たしている関係機関どうしの連携を促進し、市全体としてのコーディネート機能の充実を図ります。

③連携・協働の取組みの推進

- ・ 課題意識や情報の共有、課題解決の方策の検討等に関し、庁内や関係機関の連携を推進し、全庁的に連携と協働に取り組んでいきます。

第5章 計画の実行に向けて

1 計画の進捗管理

計画は、作成された後にそれが適切に実施され、目標が達成されることが重要となるため、その達成状況を定期的に点検しながら管理していくことが求められます。また、社会情勢が刻々と変化していく中で、適切に計画の方向性を見直していくことも必要です。

こうした状況に対して、計画で定めた取組みが適切に実施され、目標が達成されているかを確認し、必要に応じて修正を行うため、進捗管理を実施していきます。

2 計画の推進体制

進捗管理にあたっては、庁内関係部署や関係機関による連携会議を設置し、年度ごとに各施策の進捗や成果・課題等の情報共有と検証を行います。各施策の実施状況や前提に変化があった場合、次年度以降の取組みに変更が必要かを検討し、次年度以降の事業見直しに反映させていきます。

上記の内部評価に加え、本計画の中間年度である令和7年度中を目途に、それまでの期間における進捗を踏まえ、外部委員を交えた委員会（市民活動推進委員会）による評価を行います。また、この評価内容を基に、計画の見直しの必要性を検討し、必要な対応を図ります。